



入院時における限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在入院中で、減額認定証の交付を受けている方は、平成18年7月31日で有効期限が切れますので、更新の手続きを行ってください。

【注意事項】

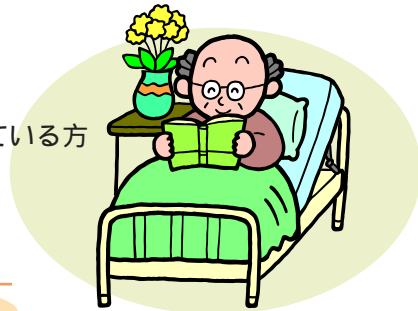
必ず平成18年8月31日までに、更新の手続きを行って下さい。手続きが9月に入ってしまうと、該当日が遅れることになります。

申請時の課税状況によっては、該当しないことがあります。

該当する方]

国民健康保険被保険者及び老人医療受給者で減額認定の交付を受けている方
持ってくるもの]

- ・現在持っている減額認定証
- ・保険証
- ・印鑑（認め可）



入院した時の食事代について

入院時の食事代は、1食分として下表の定められた額を、一部負担金とは別にお支払いいただくことになっています。ただし、住民税非課税世帯に属する方は、申請をすることによって食事代が減額になりますので、減額認定証の交付申請を市役所で行い、必ず医療機関の窓口へご提示下さい。

70歳未満の方		1食あたり金額
住民税課税世帯		260円
住民税 非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日以上 の入院 (長期該当) 1	160円

70歳以上、及び老人医療受給者の方		1食あたり金額
住民税課税世帯		260円
低所得 (2)	90日までの入院	210円
	90日以上 の入院 (長期該当) 1	160円
低所得 (3)		100円

- (1) 長期該当とは減額認定後の12ヶ月の間に、入院日数が90日を超えた場合に申請をすることによって認定されます。
- (2) 低所得とは住民税非課税世帯に属する70歳以上及び老人医療受給者の方のみに適用される区分のことです。
- (3) 低所得とは住民税非課税世帯に属する70歳以上及び老人医療受給者のみに適用され、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金収入は控除額を80万円として計算)(平成18年7月31日までは65万円)を差し引いたときに、0円になる70歳以上及び老人医療受給者の方のみに適用される区分のことです。

《入院時食事代減額認定証の申請に必要なもの》

印鑑

保険証

長期該当に認定される場合には、90日以上
の入院日数の確認できるもの
が必要となります。(領収書等)



【注意事項】

食事代の限度額が適用されるのは、申請月の初日からになりますので、入院前には必ず申請をしましょう。

【例】6月15日に申請した場合には6月1日からの認定となります。

長期該当の場合には申請月の翌月の初日から認定となります。

【例】6月15日に申請した場合には7月1日からの長期該当認定となります。

発効期日や有効期限は必ず確認しておきましょう。

継続して認定を受ける場合には必ず8月中に申請をしてください。

わからない事がありましたら、

阿蘇市役所保健課 国保係 (TEL2 2 - 3 1 6 7) までお気軽にお問い合わせ下さい。